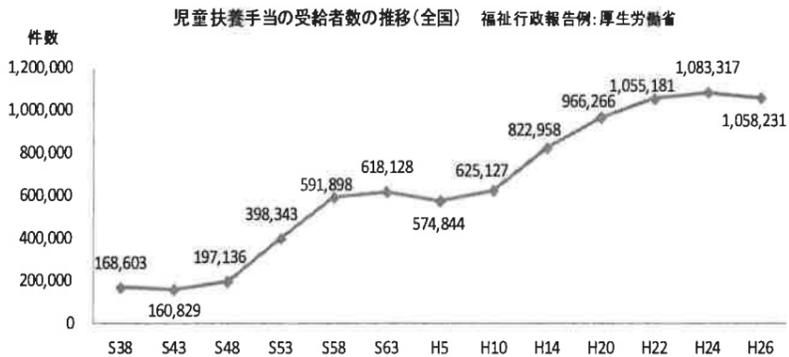


ひとり親家庭等自立促進計画の策定

背景

母子家庭等対策の見直しの必要性

○状況の変化
戦争未亡人対策からスタート ⇒ 離婚の急増など



○見直しの方向性
経済的支援を中心とした施策から就業支援を中心とした総合的な自立支援施策への転換

母子家庭等自立支援対策大綱(H14.3)

- I 安心して子育てできるサービスと生活の場の整備**
 - 必要な時に必ず利用できる保育所や放課後児童クラブ
 - 母子生活支援施設や住宅など自立に向けた生活の場の整備
 - 親の疾病等にきめ細かく対応できる子育て支援サービス
 - ひとり親家庭の相互扶助活動の支援
- II 母子家庭等の経済的自立のための就労支援**
 - より良い就業に向けた能力の開発
 - 母子家庭の母の状況に応じた就業あっせん
 - 所得の増大に結びつく雇用機会創出のための支援
 - 母子家庭等就業支援センター事業
- III 子どもの幸せを第一に考えた養育費確保**
 - 養育費支払いについての社会的気運の醸成
 - 養育費についての取り決めの促進
 - 養育費取得のための司法手続へのアクセスの確保
- IV 自立を支援する経済的支援体制の整備**
 - 母子寡婦福祉貸付金の充実
 - 児童扶養手当の見直し
- V 国、地方公共団体による総合的な自立支援体制の整備**
 - 国の基本方針
 - 都道府県・市等の自立支援計画
 - 都道府県・市等における総合的な支援

国の取り組み

『母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針』(H15.4~、H20.4~、H27.10~)

- 施策の基本となるべき事項
基本的な方向性
都道府県等及び市等では、この基本方針に即して、「自立促進計画」を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、計画的に母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を実施することが必要である。
- 都道府県等が策定する指針となるべき基本的な事項
1. 手続についての指針
 - (1) 自立促進計画の期間 5年間
 - (2) 他の計画との関係
 - (3) 自立促進計画策定前の手続
 - ① 調査・問題点等の把握
 - ② 基本目標
 - ③ 合議制機関からの意見聴取
 - ④ 関係者等からの意見聴取
 - (4) 自立促進計画の評価と次期自立促進計画の策定
 - ① 評価(調査の実施、関係者の意見を聴取)
 - ② 施策評価結果の公表
 - ③ 次期自立促進計画策定
 2. 自立促進計画に盛り込むべき施策についての指針
 - (1) 調査に基づく問題点
 - (2) 今後実施する施策の基本的な方向性
 - (3) 具体的な措置に関する事項
 - ① 日常生活支援等の子育て支援、生活の場の整備
 - ② 高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練等の就業支援策
 - ③ 養育費の確保等に関する事項
 - ④ 経済的支援策
 - ⑤ 関係機関の協力その他の各項目

計画と実践

県の取り組み

『高知県ひとり親家庭等自立促進計画』の策定(第一次H19~23、第二次H24~28)

- 基本理念
ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らせる環境づくり
- 基本的な方向及び具体的支援策
1. 就業支援
 - (1) 就業のための支援 → 母子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援など
 - (2) 資格や技能の取得への支援 → 母子家庭自立支援給付金事業や貸付金事業など
 - (3) 事業主への啓発 → 事業主への啓発や雇用の援護措置の周知など
 2. 経済的支援
 - (1) 経済的支援の充実 → 児扶手の適正支給、貸付制度、医療費助成の実施
 - (2) 養育費確保のための支援 → 法律相談事業など相談機能の充実
 3. 日常生活支援
 - (1) 保育・子育て支援の充実 → 保育サービスの充実、子育て等の支援体制の整備
 - (2) 住宅確保のための支援 → 公営住宅における優先入居の実施
 4. 情報提供・相談支援
 - (1) 相談機能の充実 → 関係機関と連携した相談体制の充実
 - (2) 情報提供機能の充実 → 相談窓口の周知、支援制度の周知

第三次計画の策定

法制上の見直し

母子及び寡婦福祉法の改正(H26.4成立、H26.10施行)

ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化。

主な改正内容

- 母子家庭、父子家庭の支援がほぼ出揃うことから、法律の名称を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称
- 就業支援の強化
 - ・高等職業訓練促進給付金等を法定化し、非課税化。
- 子育て・生活支援の強化
 - ・保育所入所に加え、放課後児童健全育成事業等の利用に関する配慮規定を追加。
 - ・子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等に係る予算事業を「生活向上事業」として法定化。
- 施策の周知の強化
 - ・就業支援事業、生活向上事業に支援施策に関する情報提供の業務を規定。
- 父子家庭への支援の拡大
 - ・母子福祉資金貸付等の支援施策の対象を父子家庭にも拡大するほか、母子自立支援員、母子福祉団体等や基本方針、自立促進計画の規定に父子家庭も対象として追加し、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称。

児童扶養手当法の改正(H26.4成立、H26.12施行)

主な改正内容

- 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し
 - ・公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給。

児童扶養手当法の改正(H28.5成立、H28.8施行)

主な改正内容

- 児童扶養手当の多子加算額の増額
 - ・児童が2人以上のひとり親家庭の経済的負担を軽減することを目的に、第2子に係る加算額を5,000円から最大10,000円に、第3子以降に係る加算額を3,000円から最大6,000円に引き上げる。

『すくすくサポート・プロジェクト』(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

すくすくサポート・プロジェクト

- | | |
|---|--|
| I ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ○就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実 ○具体的には、ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築 【主な内容】 <ul style="list-style-type: none"> ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進 ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実 ◇親の資格取得の支援の充実 ◇児童扶養手当の機能の充実 など | II 児童虐待防止対策強化プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待について、発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策を更に強化 【主な内容】 <ul style="list-style-type: none"> ◇子育て世代包括支援センターの全国展開 ◇児童相談所体制強化プラン(仮称)の策定 ◇里親委託等の家庭的養護の推進 ◇退所児童等のアフターケアなど |
|---|--|

平成28年度通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。